

「相談室」通信

発行：西岡病院 医療福祉課 <http://www.nishioka-hosp.jp>

介護保険制度の見直しについて

現在の日本においては、年金や医療、介護といった社会保障給付費が増大しているのが現状です。平成37年（2025年）には団塊の世代が75歳以上になり、介護や医療のニーズがさらに高まることが予想されます。そのため、今後も増え続ける社会保障給付費を抑える観点で改正案が検討されています。利用者の皆様に関わる改正点を、ご説明していきます。

自己負担額の見直し

・3割負担の導入（平成30年（2018年）8月から）

世代間等の公平性を保ち、介護保険制度持続させていくという観点から、一部のサービスの利用者負担を2割から3割に引き上げることになりました。ただし、月額44,000円の負担上限が設定されています。

介護保険サービスの自己負担は平成25年度までは所得に関係なく1割負担でした。平成26年度より、一定以上の所得がある人は2割負担となり、今回の改正ではさらに2割負担の人のうち「特に所得の高い層」の負担割合が3割になります。

「特に所得の高い層」として想定されているのは合計所得金額（給与収入や事業収入等から給与所得控除必要経費を控除した額）220万円以上の人（単身世帯で年金収入＋その他の所得ベース340万円以上（年金収入のみの場合は344万円以上）、夫婦世帯の場合は463万円以上）です。

・所得段階が「一般」の人の自己負担限度額の引き上げ

3割負担導入に先駆けて、平成29年（2017年）8月から、所得区分「一般」の高額介護サービス費の月額自己負担上限が引き上げられています。

介護サービスの利用者負担には、介護認定度ごとに月々の上限額が設定されています。「高額介護サービス費」とは、1か月に支払った利用者負担の合計が上限を超えた場合に超えた分が払い戻される制度です。

平成29年7月までは、上限が月37,200円（一般世帯のどなたかが市区町村民税を課税されている人）でしたが、8月より月44,000円になりました。

ただし、3年間の経過措置として1割負担の人のみの世帯は年間上限額446,400円（37,200円×12か月）が設けられており、年間を通しての負担額が増えないように配慮されています。



福祉用具貸与価格の見直し（平成30年（2018年）10月から）

福祉用具の貸与については、同じ商品であっても貸与を行う業者によって価格に多少の差があります。これは、業者によっての仕入れ価格や点検費用が異なるからです。今回の改正では、こうした価格の見直しを行い、利用者が適正な価格でサービスを受けられるようにします。

具体的には、国が商品ごとに全国平均の貸与価格を公表する予定です。さらに商品ごとに貸与価格の上限が設定されるなど、利用者が高額な費用請求をされないように配慮されるようになり、1年に1度の見直しを行う予定です。

また、福祉用具の貸与業者には、以下のことが義務付けられます。

- ・貸与しようとする商品の特徴や貸与価格に加え、当該商品の全国平均貸与価格を利用者に説明すること。
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示し、選択できるようにすること。
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること。

（厚生労働省ホームページより）



上記の内容について詳しくお知りになりたい方は、医療ソーシャルワーカー、お住まいの地区の地域包括支援センターや担当のケアマネジャーにご相談ください。

「地域連携室」のご案内

「医療ソーシャルワーカー」がおりますので、ご相談されたいことや、ちょっと聞きたいこと… などありましたら、お声をおかけください。

医療ソーシャルワーカーは以下のようなご相談に対応します。 例えば…

- 「入院や外来受診で分からないこと」 「医療費・生活費の心配」
 - 「社会福祉制度や介護・施設のこと」 その他「誰に相談してよいか分からないこと」
- …など

■ご相談をご希望の際は1階受付・各看護ステーションまでお申しつけ下さい。

また、お電話でのご相談もお受けしております。

（西岡病院 電話：011-853-8322 相談対応時間：月～金 9時～17時 土：9時～12時）

3名で相談対応しております⇒ 医療ソーシャルワーカー：岡村、横田、田附（たつき）